

## 講座制への疑問



若者

土井良平\*

Personal Question about Japanese Laboratory Management

Key Words : Laboratory Management, Assistant Professor,  
Principal Investigator, Research Grant

## はじめに

本稿の主張は「助教に研究室内で独立した研究者・教育者として仕事をさせてほしい」である。おそらく、ここに書くべきトピックではないだろう。しかし、これが「若者」として筆者が日ごろ実際に考えていることであるし、多くの若い助教も同じようなことを考えているのではないかと思う。筆者の不勉強で間違いなども多くあろうが、細かいところはご容赦頂きたい。

## 助教とは何か？

助教とは何をやる職位なのか。英語では Assistant Professor という。文字通り言えば教授のお手伝いということになるだろう。しかし、筆者が助教として北海道大学や大阪大学で採用された時に「所属研究室の教授の研究・教育を補助する」といった指示や契約はなかった。講義を担当することはあるが、教授の講義の補助ではない。それは学生アルバイト (Teaching Assistant, TA) の仕事である。研究でも同様である。助教が研究者として「いかに教授の研究の論文を書いたか、発展させたか」という視点で評価されることは全くなく、「オリジナルな研究」が求められる。ここでいうオリジナルとは、教授を含め世界中の研究者とは違った、という意味であろう。また、海外では Assistant Professor は基本的に

PI (Principal Investigator、研究室主宰者) である。国内でも、教授不在講座に助教が所属していることがある (彼・彼女らは誰を Assist するのだろうか?)。これらを鑑みると助教の仕事に「教授の補助」という意味合いは実質的にはなく、研究・教育ともに一教員として取り組むことが仕事内容と言えそうだ。法律には詳しくないが、学校教育法の第九章第九十二条では「助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とあるようだ。ここにもアシスタントのニュアンスは一切ない。

自分で研究テーマ (それが教授のものとの程度近いかはさておき) を考え、それを学部生や大学院生にアサインし、研究指導をしている助教は筆者だけではないはずだ。むしろ、ほとんどの助教が多かれ少なかれ、自分で考えた研究テーマを大学生や大学院生と一緒に進めているのではなかろうか。助教が論文の Corresponding Author になっているケースも珍しくない。それらのうち、ほとんどは教授も Corresponding Author になっている。筆者が専門とする有機化学の界隈では、学内外問わず上記のような例が多い。

助教が学生指導や研究を補助とは言えないレベルで担うことが十分あるにも関わらず、あくまで「教授の補助」という形式はいたるところに見られる。例えば、筆者が所属する応用化学専攻では、基本的に助教は学位論文の主査になれない。極端な話、助教が研究テーマの設定から実験、結果の解析などを全て指導し、当該学生と教授が科学の話一度もしたことがなかったとしても、指導教官や学位論文の主査は教授になることもありうる。助教の研究テーマの設定においても、自由度は教授の研究室マネジメントの方針に依存する。本当に何でも許可してく



\* Ryohei DOI

1989年1月生まれ  
大阪大学大学院工学研究科応用化学専攻  
博士後期課程修了 (2016年)  
現在、大阪大学大学院工学研究科 応用  
化学専攻 生越研究室 助教  
博士 (工学)  
専門/有機合成化学  
TEL : 06-6879-7393  
FAX : 06-6879-7394  
E-mail : rdoi@chem.eng.osaka-u.ac.jp

れる教授もいる一方で、助教の研究テーマにある程度の制約を設けたり、自分のテーマに関連するものを提案させたりするという話はいくらでもある。

助教とは何か？という問いは、「独自の研究テーマを持ち、専門的な指導を求められる一方で、研究室主催者の干渉を受ける」という矛盾に漂着した。このねじれた状況はいくつかの問題を引き起こしている。助教側の弊害は、業績と独立性である。例えば助教が他大学の公募に応募する際、学生の指導歴がはっきりしない。「実質的にx人の大学院生を指導してきました」と自己申告することになるが、教授の功績と見られる可能性もあるだろう。また、海外のほとんどの地域（少なくとも化学界隈）ではPI制となっているため、現状の助教は海外研究者からポストドク扱いされる。大阪大学のモットーは“Live Locally, Grow Globally”だったはずだが、これでは海外でポジションを得たり、研究者として評価してもらったりすることは難しいだろう。例えば、実質的に助教が研究立案・研究費獲得・研究の実行をしてきたテーマでも、発表した論文すべてにおいて助教と教授の共著かつ両方がCorresponding Author（場合によっては教授のみかもしれない）であれば、海外からの講演や執筆依頼は果たして助教に来るだろうか？大学側にもデメリットがある。若手研究者にとって、独立性の担保は大きな魅力だろう。すなわち、優秀な若手人材の確保という意味で機会損失になっている。教授の先生によっては助教の独立性を保証されている方もおられるが、それは個々の裁量ではなく大学として戦略的に行うべきことである。

### 講座制の改良案

これらは講座制ならではの問題である。講座制とは、一つの研究室に教授・准教授・講師・助教などが3-4名所属して運営する形態である。海外ではPI制、すなわち一つの研究室に指導教官は一人である場合がほとんどである。一方、日本では大阪大学を含め、多くの大学の理工系が講座制である。

講座制そのものはメリットの多いシステムであると思う。例えば、講座内の複数の研究者が研究費の獲得を目指すため、競争的資金ゼロ（学生はどうするのか！）という事態にはなりにくい。駆け出しの研究者にとっては、ベテランの研究者と同じ部屋で

研究することは学びが多いはずだ。筆者も北海道大学在職時に佐藤美洋教授や美多剛助教（現北大特任准教授）から申請書の書き方や学生の指導、研究テーマの設定など多くの手ほどきを受けた。今も、所属研究室の星本陽一准教授の後ろ姿を見ながら日々研究している。彼らのような研究者の先輩が身近にいないければ、学位取得後の成長は無かったに違いない。学生にとっても、同じ研究室の教員なら気軽に研究の相談ができるだろうし、合わない教員に当たっても融通が利きやすい（研究室外への移動は負担が大きい）。機器共有という意味でも優れた制度であるし、教員の出産・育児などのライフイベントにも対応しやすいなどメリットは多い。

そこで筆者は、「講座制は維持しつつ、所属研究者それぞれに独立性を大学や学部から付与する」ことを提案する。すなわち、講座制にPI制の利点を盛り込む。昨今、講座制の是非が頻繁に問われる。世界的には過去のものとなった制度を日本だけが採用している、遅れている、という論調である。アカデミアがここ数年で大きく発展した中国では、多くの大学がPI制であると聞く。数年前に中国の研究者と会食した際に、「中国の大学のいいところは、アメリカのシステムを完全にそのまま輸入した点にある。うまく行っている制度を輸入しているので、もちろん機能するし、アメリカで学位を取って帰国した者にとっても働きやすい」と聞いた。やはり、国際的にも日本は特殊な制度を採用しているのだろう。しかし、現状雇用されている研究者それぞれに部屋を与えることなど到底できない。従って、現実的には講座制を維持しながら改良していくしかない。幸い、前述したような講座制のメリットもある。所属研究者それぞれに独立性を大学や学部が付与し、それぞれの教員が書面上も事実上も指導教官・PIとなる。一つの研究室内に2-3の研究室が入居しているような状態にする。インフラには一切手をつけずに実現できる改革である。それでいて若手研究者の研究意欲を掻き立て、ハラスメントや権利関係の揉め事も解消できる。助教が単なるお手伝いで無くなれば、採用時には異なるバックグラウンドを持つ研究者を集めるだろう。研究室内で、ミニ学際研究のようなことができるようになれば、研究者にとっても学生にとっても刺激的でイノベーティブな環境を築くことができる。実際にそのように研究室を

運営されている先生方もおられる。

助教に学生を任せられないという意見もあるだろう。大学教員は博士課程やポストク期間で研究者の卵として育ててもらおうが、教育論に関する訓練は受けていない。高校などと違い、免状のようなものがない。教員が学生をうまく指導できる保証が制度上、存在しないのだ。当然、人によってはうまく指導できないこともあるだろう。しかし、だからこそOJT (On the job training) が必要ではないか。助教に権利と責任を与え、教授はそのメンターとして見守りつつ助言を与える。書面での契約も含めて、きちんと責任を与えて指導させることで真の成長・気づきがあるはずである。

### おわりに

以上、本稿では助教の独立性に関して提案させていただいた。筆者は大学の制度に詳しいわけではないため、本稿の内容には間違いもあるだろう。学部や学問分野によっても状況は異なると思われる。それでも、助教が自由に研究・教育できるかどうかは、

所属研究室の教授の裁量に依存することは事実である。念のため断っておくが、筆者は所属する生越研究室で自由な研究テーマ設定や学生の指導をさせていただいている。自身の不満を書き散らした訳では決してない。自分で考えたテーマや、研究費を取得した案件でも最後には先生に関与してもらわないといけない点に不満はあるが、それは制度の問題であって、先生はご自身の職務を全うされているに過ぎない。

ここで議論した制度改革は、立場の弱い助教当人たちには実行できない。日本にはデモやストライキをするような文化もない。これは「若者」が発信して、「偉い人」になんとかしていただくしかない事柄である。生意気で身勝手な暴論を書いた筆者が「偉い人」に飛ばされないことを祈るばかりだが、もしも「若者」の同志(賛同して頂ける人は連絡ください!)や「偉い人」、あるいはその予備軍の方々の脳に何かしらの刺激を与えることができれば、それは筆者の望外の喜びである。

